

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

付則第23条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の付則第23条の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。